

## 追悼

藤木久志先生 ありがとうございますございました。

ゆっくりとおやすみください。

蔵持 重裕

藤木久志先生は敗血症のため二〇一九年九月二八日に逝去されました。享年八五歳でした。先生のご逝去はまことに残念です。あの大胆、明快で小気味よい、目から鱗が落ちる様なお話が聞けないかと思うと本当に寂しい。

先生は一九三三年新潟県古志郡村松村でお生まれになりました。五二年に新潟大学人文学部に入學され、日本史とともにドイツ史のゼミにも所属されました。特に日本中世史の井上鋭夫氏に連れられ、文書調査で各地を歩かれたと聞いています。その後、東北大学大学院文学研究科に進まれ、豊田武氏に師事されました。水戸市史の編纂作業では伊東多三郎氏からも多くを学ばれたそうです。六六年に群馬工業高等専門学校専任講師、のちに聖心女子大学文学部

史苑（第八〇巻第二号）

歴史社会学科専任講師を経て、七二年四月に立教大学文学部史学科に着任され、九九年に退職されるまで立教では二七年間教鞭をとられました。そして同年より帝京大学教授として五年間勤務されました。

先生は戦国時代の研究をすすめられ、大名の権力構造や戦国社会論を展開されました。その後ドイツ法制史や民俗学などを集中的に学ばれ、『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会 八五年、この本で八六年に東北大学より博士号が授与さる）を著すに至って、戦国期から近世への統一政権成立に関する学説の一大転換を図ったのです。

それは、従来の秀吉の軍事的優位による実力的統一説を改め、秀吉は、大名や村の国郡境目相論を秀吉政権へ提訴させ、秀吉裁定によって解決し、「惣無事」を実現するという手立てを執った、とするものでした。そして、この指令を「平和令」と性格付け、統一過程を法理的に一貫性のあるものに描きあげたのです。

重要なことは、この説の成立には、前提に歴史観の転換があったことです。従来の中世史像では、領主制を基軸にして百姓・民衆や村はその「支配の対象」と捉えられ、いわば彼らは受動的な存在でした。彼らは研究テーマとして採り上げられても、それは領主への抵抗者としての動向がほとんどでした。先生は、百姓・民衆を「支配の対象」と

するパラダイムを転換し、百姓・民衆こそが歴史の主人公であることを史資料を掘り起こして示したのです。

主体であると言うことは、自力で生命を維持しなければならぬ、自力で村や地域の紛争を解決しなければならぬ、と言うことを意味します。したがって百姓・民衆や村の姿は決して素朴で美しく、牧歌的なものではなく、厳しく残酷で、暴力的な姿を持ち、時には加害者でもありました。戦争でさえ彼らの格好の稼ぎ場でもあったのです。先生はこれらの百姓・民衆、村の姿、その在地のルールを容赦なく描き出しました。秀吉の「平和」とは、人々にとって負担の重い「自力の世界」を、秀吉政権の法治の下に「惣無事」Ⅱ「平和」を実現しようとするものであったのです。

先生は後進の育成にも熱意を注がれ、厳しく指導していただきました。史料の読みは一字一句、その意をくみ取り、解析し、粗読による史料の「無駄使い」を戒めました。一方で莊園や村の現地を訪ね歩くことにも熱心でした。その際は、地租改正期の六〇〇分の一の土地公図を手に入れて歩いたものでした。学生時代の史料探訪の経験が活かされていたのでしょうか。教室よりも生き生きとされていたかもしれません。

私事になりますが、私にとって先生との出会いは決定的でした。一度は社会に出たものの、学部時代の不勉強故

に、勉学の思いを捨てきれずにいた私に、大学院への進学を勧めてくださいましたのは先生でした。この出会いは、先生が私にとっての母校である立教大学にたまたま着任されたからという偶然からではありません。卒業論文の準備のため土一探関係論文リストの論文を全て読んでみなお釈然としなかった時、私は、手に取ったリスト外の論文「室町・戦国期の在地法の一形態」(『聖心女子大学論叢』六九年)を読んで、「これだ」と確信しました。その著者が藤木久志であったのです。つまり私が先生を選んだのでした。最初の対面の時、先生は「人間、一人で勉強できるほど強くはありませんよ」と云ってくれました。

私は、若い時に若狭の莊園を舞台に、「古老法」と呼ぶべき在地法の検出をした論文を書きましたが、その発想の下地には先生のこの在地法の考え方があったのです。この論文発表後、先生から度々「一緒に村の研究をしませんか」とのお誘いを受けましたが、他の大学院に移っていてそれに応えられなかったことが悔やまれてなりません。

先生の死は哀しい。しかし、生を全うされたものと思えます。先生は研究に命を燃やし、燃え尽き、そして死を自然なものとして受け入れられたのでした。

(本学名誉教授)